

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、介護保険に関する事務に係る大都市に関する特例について、所要の改正を行うものとする。

(本則関係)

第二 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)